

別表 1-1

## 評議員会決議事項

内容	議決数	
	過半数	三分の二※1
法人運営に関わる事項		
定款の変更	—	○
法人の解散	—	○
吸収合併契約の承認	—	○
新設合併の承認	—	○
役員解任・選任等（報酬基準含む）に関する事項		
役員選任	○	—
役員（監事に限る）の解任	—	○
役員（監事以外）の解任	○	—
役員、評議員の報酬等の支給の基準の承認	○	—
理事の報酬	○	—
監事の報酬	○	—
財務に関する事項		
決算書類・財産目録の承認	○	—
基本財産の処分	○	—
残余財産の処分	○	—
その他		
社会福祉充実計画の承認	○	—
役員等の責任の免除（すべての免除）	※2	※2
役員等の責任の免除（一部の免除）	—	○
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	○	—

※1 議決に加わることができる評議員

※2 総評議員の同意による

## 理事会決議事項

内容	議決数	
	過半数	三分の二
法人運営に関わる事項		
法人の業務執行の決定	○	—
評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	○	—
評議員会の招集	○	—
理事会の招集権者とする	○	—
定款施行細則の決定	○	—
従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	—
内部管理体制の整備	○	—
競業及び利益相反取引の制限	○	—
臨機の措置	—	○
役員等の選任・解任等に関する事項		
理事長の選定・解職	○	—
重要な役割を担う職員の選任および解任	○	—
財務・計画・報告に関する事項		
重要な財産の処分及び譲り受け	○	—
多額の借財	○	—
事業計画書及び収支予算書等の承認あるいは決議	○	—
事業報告及び決算書類の承認	○	—
基本財産の処分	○	—
資産の管理	○	—
会計処理の基準	○	—
その他		
社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項に規定する責任の免除	○	—
公益事業の運営に関する事項	○	—
収益事業の運営に関する事項	○	—
その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	○	—
その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃	○	—

別表 2

## 専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

専決受任職		本部長	施設長
理事長専決事項			
法人一般・人事に関する事案		—	—
1	理事会・評議員会の招集に関する事	—	—
2	理事会・評議員会の議案の提出に関する事	—	—
3	規程、規則等の制定・改廃に関する事	—	—
4	予算編成及び決算調整に関する事	—	—
5	予算の流用、予備費の計上及び使用	—	—
6	短期の資金の借入金及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの	—	—
7	寄付の募集事務及び受入れに関する事	—	—
8	債権の免除・効力の変更に関する事	—	—
9	法人の組織及び権限に関する事	—	—
10	利用者入所判定基準の策定	—	—
11	入所利用者の決定及び利用契約締結者	○	○
12	苦情対応規程、第三者委員の選任	—	—
13	職員の採用に関する事（有期契約職員を含む）	—	—
14	職員の人事配置に関する事	○	○
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	○	○
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事	○	○
17	職員の昇給・昇格基準の決定に関する事	—	—
18	職員の昇給者・昇格決定者に関する事	○	○
19	休職、復職、退職、育児、介護休業に関する事	○	○
20	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○	○
21	職員の人事記録及び身分証明に関する事	○	○
22	職員の諸手当に関する事	○	○
23	職員健康診断の実施に関する事	○	○
24	利用者の日常の処遇に関する事	○	○
25	利用者の立替金等の日常の管理に関する事	○	○
26	薬品、給食材料の処分にに関する事	○	○
27	自動車の運行管理に関する事	○	○
28	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	○	○
29	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	○	○
30	職員の研修に関する事	○	○
31	諸証明に関する事	○	○
32	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	—	—

		専決受任職	本部長	施設長
理事長専決事項				
収入事案			—	—
33	介護報酬の収入に関すること	○	○	○
34	過誤納金の充当又は還付に関すること	○	○	○
35	受贈の承認、寄付に関すること（重要なものは除く）	○	○	○
36	その他の債権に関すること（重要なものは除く）	—	—	—
支出事案			—	—
37	固定資産の取得及び処分に関すること （「軽微なもの」に該当する場合）	○	○	○
38	建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること （「軽微なもの」に該当する場合）	—	—	—
39	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること	○	○	○
40	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入	○	○	○
41	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）	○	○	○
42	上記以外の支出等		別表3による	

別表3

項 目		決裁権者及び決裁金額（単位：万円以下）					
		主任	課長	事務長	施設長	本部長	理事長
①固定資産・物品等の購入	購入総額	1	5	10	50	100	1,000
②固定資産等の除却・廃棄	帳簿価格	—	—	—	50	100	300
③研修に関する費用	1件の金額	1	5	5	20	50	100
④広告宣伝費	1件の金額	—	—	—	20	50	100
⑤教養娯楽に関する費用	1件の金額	1	3	5	10	10	100
⑥修繕費	1件の金額	—	10	10	50	50	500
⑤その他の費用の支出	1件の金額	—	5	20	50	50	500

※課長は、管理者およびホーム長と読み替えることができる。

※施設長は、センター長と読み替えることができる。